

令和4年第7回臨時会

鬼北町議会会議録

開会 令和4年11月24日

閉会 令和4年11月24日

鬼北町議会

令和4年第7回鬼北町議会臨時会

令和4年11月24日（木曜日）

○議事日程

令和4年11月24日午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第64号 鬼北町下水道事業条例の制定について

日程第5 議案第65号 鬼北町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程第6 議案第66号 工事請負契約（北宇和高校教育寮新築工事（建築工事））の締結について

日程第7 議案第67号 工事請負契約（ペットフード加工処理施設 建屋建築工事）の締結について

日程第8 議案第68号 工事請負契約（ペットフード加工処理施設 加工設備工事）の締結について

○本日の会議に付した事件

議事に同じ

○出席議員（12名）

1番	坂本一仁	2番	兵頭稔
3番	高橋聖子	4番	中山定則
5番	末廣啓	6番	山本博士
7番	松下純次	8番	福原良夫
9番	程内覺	10番	松浦司
11番	赤松俊二	12番	芝照雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩 明 書 記 伊 藤 夏 美

○説明のため出席した者

町 長	兵頭誠亀	副 町 長	井上建司
総務財政課長	水野博光	企画振興課長	小川秀樹
環境保全課長	森 明	森林対策室長	東 英 範

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

○議長（芝 照雄君）

改めて皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和4年第7回鬼北町議会臨時会を開会します。

（午前9時00分 開議）

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和4年第7回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集いただき、ありがとうございます。

御案内のとおり、11月20日の愛媛県知事選挙において、中村知事が4選されました。その公約は防災、減災対策、人口減少対策、地域経済の活性化のほか、新型コロナ対策や、デジタル技術の活用など、本町が取り組むべき課題と一致している部分が数多くあり、今後も愛媛県とともに課題解決に向け各種施策に取り組んでまいります。

また、去る11月6日には、ねんりんピック愛顔のえひめ2023、ペタンク競技リハーサル大会を鬼北総合公園において開催をいたしました。当日は、素晴らしい秋晴れに恵まれ、県内はもとより香川県、高知県からも参加いただき、役場職員もスタッフ、選手として大会に携わり、非常に有意義なリハーサル大会となりました。来年度の本大会が成功いたしますよう議員の皆様にもご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会には、条例の制定2件のほか、工事請負契約の締結3件を提案いたしております。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。令和4年第7回鬼北町議会臨時会の招集挨拶といたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、6番、山本博士議員、7番、松下純次議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定について、を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めている者を報告します。

町長。

町長を通じ、副町長、総務財政課長、企画振興課長、環境保全課長及び農林課森林対策室長の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第64号、鬼北町下水道事業条例の制定について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第4、議案第64号、鬼北町下水道事業条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

令和5年4月1日から鬼北町下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため、鬼北町下水道事業条例を制定するものであります。制定する条例内容の詳細につきましては環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○環境保全課長(森 明君)

それでは、議案第64号、鬼北町条例第15号、鬼北町下水道事業条例の制定につきまして、説明いたします。議案書2ページをお開きください。

本条例は、鬼北町の農業集落排水事業及び公共浄化槽等整備推進事業を、長期的に安定した事業として運営していくため、これまでの官公庁の特別会計から地方公営企業法の財務を適用した公営企業会計へ移行するため、本条例を制定するものであります。

なお、令和5年度からの事業開始に向けて円滑な移行事務を進めていくため、本臨時会に提出するものであります。

それでは、条例の内容につきまして、説明いたします。

第1条では、「制定の趣旨」を規定しております。地方公営企業法の規定に基づき、二つの事業を下水道事業として設置し、経営の基本を定めるものであります。

第2条では、「下水道事業の設置」を規定しております。

第3条では、「法の財務規定等の適用」を規定しております。職員の身分などは、現行のままの取扱いとし、地方公営企業法の財務規定等の一部を適用した経営としております。

第4条では、「経営の基本」を規定しております。第2項に下水道事業の区分として、第1号に農業集落排水事業、第2号に公共浄化槽等整備推進事業を定め、それぞれの経営規模につきましては、各既存条例の第3条に規定する区域等を指定しております。

第5条では、「重要な資産の取得及び処分」に関すること、第6条では、「議会の同意を要する賠償責任の免除」に関すること、第7条では、「議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等」に関することを規定しております。なお、第5条から第7条における、それぞれの対象額につきましては、地方公営企業法を適用している鬼北町の水道事業及び病院事業の設置条例で規定する金額の例にならい、同額としております。

第8条では、「業務状況説明書類の作成」に関することを規定しております。

第1項及び第3項に、当該書類の作成期日について、第2項に、当該書類の必要とする記載事項を定めております。

続きまして、附則について、説明いたします。

今回の公営企業会計移行に伴い、二つの既存条例の一部改正がありますので、添付しております、新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表につきましては、傍線部分が改正案になります。

新旧対照表の1ページをお開きください。

附則第2項により、鬼北町特別会計条例の一部改正をするものであります。当該条例第1条の各号に、それぞれの特別会計を定めております。今回の公営企業会計移行に伴い、第4号の鬼北町農業集落排水事業特別会計及び第5号の鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計の規定を削るものであります。

次に2ページをお開きください。

附則第3項により、鬼北町戸別浄化槽条例の一部改正をするものであります。当該条例の第13条に、督促手数料及び延滞金の徴収を定めております。今回の公営企業会計移行に伴い、農業集落排水事業及び水道事業などの使用料等の徴収方法の例にならい、延滞金の字句を削るものであります。

それでは、議案書3ページをお開きください。

附則第1項に、施行期日として令和5年4月1日から施行すると定めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第64号、鬼北町下水道事業条例の制定について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第65号、鬼北町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第5、議案第65号、鬼北町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

令和5年4月1日から鬼北町下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため、鬼北町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定するものであります。制定する条例内容の詳細につきましては環境保全課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○環境保全課長(森 明君)

それでは、議案第65号、鬼北町条例第16号、鬼北町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定につきまして、説明いたします。議案書5ページをお開きください。

本条例は、公営企業会計移行に伴い、地方公営企業法の規定に基づき下水道事業における剰余金の処分等に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

それでは、条例の内容につきまして、説明いたします。

第1条では、「制定の目的」を規定しております。下水道事業に生じた利益剰余金等の処理について、必要な事項を定め、下水道事業の健全な運営に寄与することを目的としております。

第2条では、「利益の処分及び積立金の取崩し」を規定しております。事業によって生じた利益につきまして、第1項で減債積立金、第2項で利益積立金又は建設改良積立金として処分する方法を定めております。第3項では各種積立金の目的を、第4項では積立金を取り崩した場合の資本金への組み入れについて定めております。

第3条では、「資本剰余金の処分等」を規定しております。

第4条では、「欠損の処理」として、欠損が生じた場合の処理方法を定めております。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番(兵頭 稔君)

これは、上水道と同じ扱いと解釈してよろしいでしょうか。

○議長(芝 照雄君)

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁をいたします。

○環境保全課長（森 明君）

今のご質問ですけれども、地方公営企業法を適用したということですので、水道事業との同様の扱いとなります。

以上であります。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

その他、ありませんか。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号、鬼北町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第66号、工事請負契約（北宇和高校教育寮新築工事（建築工事））の締結について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第66号、工事請負契約（北宇和高校教育寮新築工事（建築工事））の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した、北宇和高校教育寮新築工事（建築工事）、について請負契約を締結するため鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 北宇和高校教育寮新築工事（建築工事）
2. 契約の方法 一般競争入札

3. 契約の金額 1億9,305万円

4. 契約の相手方 愛媛県大洲市白滝甲301番地。北宇和高校教育寮新築工事（建築工事）一宮工務店・愛媛建設特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社一宮工務店 代表取締役 一宮 哲 であります。詳細につきまして、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

失礼します。議案第66号、工事請負契約（北宇和高校教育寮新築工事（建築工事））の締結につきまして、本契約は、北宇和高校教育寮新築工事のうち、建築工事に係るものであります。

工事場所は、鬼北町大字近永となります。木造2階建、延床面積605.17㎡の建築及び外構を整備するものであります。なお、工事概要につきましては、本日お手元に配付しております資料を御覧ください。

入札の参加資格要件といたしましては、2者による特定建設工事共同企業体いわゆるJVといたしまして、代表構成者いわゆる親の方の要件は、建設業法第3条に基づく建築工事業の許可を受け、県内に本店を有し、格付A等級の者、構成員いわゆる子の要件は、建築工事業の許可を受け、鬼北町内に本店、支店又は営業所を有し、建設業法に規定する経営事項審査を受けている者であること、といたしました。その結果、1企業体の応札があり、予定価格と調査基準価格の範囲内で応札した当該業者を落札者に決定し、11月14日付けで同社と仮契約を締結したものであります。

なお、落札率は、99.72%でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（福原良夫君）

この工事にですね、いつもやったら電気、水道、別工事となっていますけど、これはもう含まれるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

福原議員の質問ですが、ご質問のとおり、別の契約としております。

別工事となっております。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○8番（福原良夫君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

その他、ありませんか。

○9番（程内 覺君）

北宇和高校の寮につきましては、何度か説明は受けました。そういった中で、シャワー室が設けられておりますが、浴槽が無いんですが、本当にシャワーだけで良いのか。よくよく考えよったら、日本人はやっぱり、夏はシャワーで済むと思うんですが、冬はやはり浴槽に浸かって一日の疲れを癒すといったような、習慣が長く続いておるので、やはり浴槽は子どもたちのために作る必要はあるのではないかと考えますが、その辺の考え方を再度質問したいと思います。

例をとってみますと、先に建設されています三崎高校又は上浮穴高校の寮については、浴槽も兼ね備えておられます。せっかく作るんで、やっぱりそういった設備も必要ではないかなと私は思うんですが、何回か説明を受けた中で、その時にも質問はしましたが、考えているうちに、やはりそういった設備もあった方が良いのではないかと改めて、再度質問をさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどご質問もいただきました、入浴施設における浴槽等があった方が子どもたちにも良いんじゃないかというようなお話で、確かにですね、私たちも浴槽がある中で冬は浸かる、という習慣もあると思いますが、現在の生活スタイル様々でございまして、子どもたちによってはシャワーだけで済ますというようなこともあろうかと思えます。

この設計の考え方自体につきましては、設計業者及び学校さんを交える中で再三と協議をさせていただき中、今回の建屋の面積の範囲内で可能な限り必要な部分を生徒さんに提供できるものとして、設計をさせていただいたところでございます。

そういった中で、今回入浴施設の部分につきましては、浴槽の部分というのは必ずしも必須とマストだというお話が無い中で、できるだけシャワールームの個室の部分の部分を設ける形で今回入浴施設の設計をさせていただいているところでございます。

ただ、議員さんがご心配いただく部分も確かにあろうかと思えます。改めてですね、今学校と併せて寮運営検討委員会というのを設置させていただいているところでございますが、そこで改めて学校側のご意見等も聴取をする中で浴槽の意義の部分についてはご確認をさせていただきたいと思えますが、現在もだいたい概要の方も決まっておりますので、軽微な変更等どうしても必要な場合がございましたら、後日ご理解をいただく部分もあろうかと思えますが、なかなかここまで確定している部分もありますので、大きな部分についてはですね、なかなか変更は難しいという部分をご理解をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。私の方から少し付け足しをさせていただきます。

担当の方から図面、中身等についても見ておるわけでありまして、お風呂が無いという部分については、議員さんと同じ考えを持っておるわけですが、ただ、高校寮の運営として、一部については地域の方に助けていただきたいなという部分がありまして。それは、近永の町中においても、6年前に実施しました民泊という部分があつて、おもゆをしてもかまんよ、と

いうところの家庭について協力してもろてもかんまんことないかなと、これは、私自身の考えなんですけども、そういうような北宇和高校をしっかりと地域で守っていこうやというような、そういう民間のグループ等ができましたら、そういうところをお願いすることも必要なんじゃないかなと、基本的に高校生の子どもたちがお湯の中に浸かるということが昔よりは少なくなっているということは、事実でありますんで、そのあたりを加味して担当が考えてくれとるんですけども、一部日本人としての考え方と心の持ち方ということをですね、ありがたいという思いを形で表すことも必要なんじゃないかなと私は思っております。ご理解をいただいたらと、よろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

募集をされて、生徒が入ってくると思うんですが、生徒が入ってきた場合に、生徒の要望があれば、またその辺も加味していただいて将来的にまたそういったものを付け加えるというような考え方ももってもらったらと思うんですが、その辺についてどうでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほどの課長の答弁にもありましたように、北宇和高校の先生方、教育的な配慮という部分でいろいろと協議する場もありますんで、今ほどの程内議員さんのご意見も加味して再度協議は致したいと思えます。

それと、入ってくる生徒さん方にはですね、内部を見て、シャワーとお風呂のおもゆがあるかないの確認を今はオープンキャンパスにも来てもらってますので、そこも加味しておるとご理解していただきたいと思えます。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

その他質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号、工事請負契約（北宇和高校教育寮新築工事（建築工事））の締結について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第67号、工事請負契約（ペットフード加工処理施設 建屋建築工事）の締結について、を議題とします。

町長から提案の理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第67号、工事請負契約（ペットフード加工処理施設 建屋建築工事）の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した、ペットフード加工処理施設 建屋建築工事、について請負契約を締結するため鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 ペットフード加工処理施設 建屋建築工事

2. 契約の方法 一般競争入札

3. 契約の金額 2億3,815万円

4. 契約の相手方 愛媛県北宇和郡鬼北町大字永野市22番地の1。愛媛・滝平特定建設工事共同企業体、代表者 愛媛建設株式会社 代表取締役 坂本 信哉 であります。詳細につきましては総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、議案第67号、工事請負契約（ペットフード加工処理施設 建屋建築工事）の締結について、御説明いたします。本契約は、ペットフード加工処理施設整備のうち、建屋建築工事に係るものであります。

工事場所は、鬼北町大字延川となります。木造平屋建、474㎡の建屋を整備するものであります。なお、工事の概要につきましては、本日お手元に配付しております資料をご覧ください。

入札参加資格の要件といたしましては、2者による特定建設工事共同企業体JVとし、代表構成員の要件は、建設業法第3条に基づく建築工事業の許可を受け、県内に本店を有し、格付A等級の者、構成員の要件は、建築工事業の許可を受け、鬼北町内に本店、支店又は営業所を有し、建設業法に規定する経営事項審査を受けている者であることといたしました。その結果、1企業体の応札があり、予定価格と調査基準価格の範囲内で応札した当該業者を落札者に決定し、11月14日付けで同社と仮契約を締結したものであります。

なお、落札率は、99.77%であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番（程内 覺君）

この建物ですが、数点お伺いをしたいと思うんですが、稼働時期はいつになるのか、それと、稼働工程、どのように処理をしていく工程なのか、それから、1ページ目の図面の端に、計画建物2号とありますが、これは何を計画されているのか。それと、運営者はどのようになって、年間の売り上げは大体どの程度、どのくらいを目標とされているのか。地元の方は、大変こういった設備ができることを喜んでおられますので、1日も早く完成をしてほしいという思いであります。そういった中で、今申しました数点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁いたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただ今のご質問であります。まず、開始の時期であります。今年度末の工期を予定しておりますが、現在コロナ等の状況によって繰越しということも考えております。

次に、処理の工程の方ですけれども、たくさんの方が持ち込まれて、一度冷凍庫の方に保管された後、中の各施設の方で処理をしていくという形になります。一次処理の方で解体を行いまして、2次処理でブロック肉にする。その後、冷凍庫で保管しまして、ペットフードの製造を行っていくという形です。その後、製品、梱包しまして搬出という流れとなります。

次に、資料の2ページ目の2号というところですが、こちらにつきましては、現在の減容化施設の位置ということで、新たな今後の工事はこちらの方では発生する予定はありません。

次に、目標の方ですけれども、処理頭数の予定としましては、令和7年度において、南予地域4市町において、イノシシ・シカ合わせて約2,200頭の処理をしていく計画としております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

今後の運営者についてもお伺いをしたいと思います。

それと、今稼働してます減容化施設とのすみ分けはどのようになるのかお尋ねします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

森林対策室長が答弁をいたします。

○森林対策室長（東 英範君）

ただ今のご質問ですが、運営者につきましては、指定管理の予定で進めたいというふうな計画をしております。

減容化施設とのすみ分けの方ですけれども、減容化施設につきましては、今回整備するべ

ットフードの方への持ち込みを基本としますが、ペットフードに使えない個体もやはりありますので、そちらの方は直接減容化施設に持ち込まれます。ペットフードの方で処理過程の中で出てきます残渣の部分、例えばペットフードに使えない頭部とか内臓とかそういったものは、減容化施設の方に持ち込んで減容化処理をするという流れとなります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、よろしいですか。

○9番（程内 覺君）

わかりました。

○議長（芝 照雄君）

その他、質疑ありませんか。

○10番（松浦 司君）

入札の執行についてお聞きしたいと思います。

先ほどの説明で、親になれる業者、県内に本店があるということやったのですが、それが何者あって、子になれる町内の業者、経審を受けている会社と言われましたが、それが何社あるか。

それと、先ほども、子に愛媛建設が付いてまして、今度は親になつとる。入札参加要件が違うかなと思って、先ほどの分は聞かなかったわけなんですけど、今説明を受けると、全く同じ要件で、先ほどは子に付いて、今度は親になつとる、そこの調査はされとるんかお聞きしたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長が答弁をいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

松浦議員のご質問ですけれども、先ほどのものと、高校寮と全く同じ参加要件になっておるんですが、親の方が、建築業の許可を受けてA等級で県内に本店で、これが19者あります。A等級で県内に本店ですので、愛媛建設もこの中に、19の内に含まれております。それから、子の方、建築の許可を持っておって県内に本店、支店又は営業所を持ち、経審を受けているもの。これが、11者あります。この要件にも、愛媛建設はあたりますので、どちらにも入れる要件となっております。

以上でございます。

○10番（松浦 司君）

県内の本店のA等級というのは町内に1者だけですか。

それと、もう1点お聞きしときたいのは、1者入札、中学校もそうやったか定かではないんですけど、1者入札、一般競争入札ですから、1者でオッケーなんですけど、先ほどの99.何%、今回も99.77。これ、競争原理が働いているのか、そこらへんちょっと町長の意見を聞いてとったらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

昨年の入札制度の改正がありまして、やはり、予定価格の公表というところが落札率の上昇に繋がっていると私は感じる場所があります。ただ、業者さんの方については、先ほど担当

が話しましたとおり、県内全域に広げておりますけども、なかなか参加していただけないというもどかしさは思っております。

以上でございます。

1つ目の質問でございますけども、親にも子にもなるという条件については1業者だけでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

松浦議員。

○10番（松浦 司君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

その他、質疑ありませんか。

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号、工事請負契約（ペットフード加工処理施設 建屋建築工事）の締結について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第68号、工事請負契約（ペットフード加工処理施設 加工設備工事）の締結について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第68号、工事請負契約（ペットフード加工処理施設 加工設備工事）の締結について、提案理由の説明をいたします。

一般競争入札に付した、ペットフード加工処理施設 加工設備工事、について請負契約を締結するため鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 ペットフード加工処理施設 加工設備工事
2. 契約の方法 一般競争入札

3. 契約の金額 7, 425万円

4. 契約の相手方 山口県宇部市善和189番地の18。株式会社ヤナギヤ 代表取締役社長 柳屋 芳雄 であります。詳細につきましては総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務財政課長（水野博光君）

失礼します。議案第68号、工事請負契約（ペットフード加工処理施設 加工設備工事）の締結について、御説明いたします。本契約は、ペットフード加工処理施設整備のうち、加工設備工事に係るものであります。

イノシシ、シカの肉をドライフード、ジャーキー、ミンチ肉等に加工するための設備を整備するものであります。なお、工事概要につきましては、本日お手元に配付しております資料をご覧ください。

今回の一般競争入札には、1者の参加がありました。入札参加資格要件は、鬼北町競争参加資格者名簿に登録されたものの内、建設業法第3条に基づく機械器具設置工事の許可を受けている者であることとしております。入札の結果、予定価格以下、調査基準価格の範囲内で応札した当該業者を落札者に決定し、11月15日付けで同社と仮契約をしたものであります。

なお、落札率は、99.0%であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第68号、工事請負契約（ペットフード加工処理施設 加工設備工事）の締結について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は、すべて議了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

令和4年第7回鬼北町議会臨時会に提案いたしておりました、条例の制定2件、工事請負契約の締結3件につきまして、それぞれ慎重に御審議いただき、原案のとおり議決いただき誠にありがとうございました。世界的な資材不足や各種機器の納期遅延が続いておりますが、本日承認いただきました北宇和高校教育寮及びペットフード加工処理施設につきましては、事業計画に基づいた竣工に向けて努力してまいります。

一方で、コロナ禍第8波の報道も聞かれ始めており、様々な局面に対して、対応して行かなくてはなりません。議員各位におかれましても、今後とも引き続き行政各般に渡りまして、御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げまして、令和4年第7回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第7回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○副議長（赤松俊二君）

起立。

礼。

（午前9時47分 閉会）

以上会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（6番）

鬼北町議会議員（7番）